

協議第 1 1 号

行政連絡機構（行政区）の取扱いについて

行政連絡機構（行政区）の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 自治会・区長会との連絡調整については、合併時までに自治会、区長会等住民自治組織と協議し、統一する。
- 2 行政区名等の取扱いについて、自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとする。ただし、行政区は廃止する。

平成 1 7 年 1 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

					1 / 2
協定項目	2 1 行政連絡機構（行政区）の取扱い	関係項目	自治会・区長会との連絡調整、行政区名等の取扱いに関する事	専門部会	住民部会
				分科会	住民分科会
調整方針	1 自治会・区長会との連絡調整については、合併時までに自治会、区長会等住民自治組織と協議し、統一する。 2 行政区名等の取扱いについて、自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとする。ただし、行政区は廃止する。				

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 自治会・区長会との連絡調整に関する事				
[ 深谷市自治協力委員会 ] 自治会数 139自治会 支会の数 9支会  (連絡調整事項) ・広報紙等の配布 ・各種募金の協力 ・民生児童委員等の推薦 ・防災訓練への参加協力 ・体育祭等各種行事に協力	[ 自治協力委員会 ] 行政区数 19区  (連絡調整事項) ・広報紙等の配布 ・各種募金の協力 ・民生児童委員等の推薦 ・防災訓練への参加協力 ・体育祭等各種行事に協力	[ 川本町区長会 ] 行政区数 20区  (連絡調整事項) ・広報紙等の配布 ・各種募金の協力 ・民生児童委員等の推薦 ・防災訓練への参加協力 ・体育祭等各種行事に協力	[ 花園町区長会 ] 行政区数 13区  (連絡調整事項) ・広報紙等の配布 ・各種募金の協力 ・民生児童委員等の推薦 ・防災訓練への参加協力 ・体育祭等各種行事に協力	自治会・区長会との連絡調整については、合併時までに自治会、区長会等住民自治組織と協議し、統一する。
2 行政区名等の取扱いに関する事				
行政区は、設けていない。自治会組織が存在する。	「岡部町行政区及び自治協力委員に関する規則」にて行政区を設置している。	「川本町区及び区長並びに副区長設置規程」にて行政区を設置している。	「区の設置等に関する規程」にて行政区を設置している。	行政区名等の取扱いについては、自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとする。ただし、行政区は廃止する。

関係法令等抜粋

【地方自治法】

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【市町村の合併の特例に関する法律】

(国、都道府県等の協力等)

第16条 (第1項～第6項 略)

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。